改 正 前
 改 正 後

(前略)

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語 の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。
  - (1) 放射性同位元素 <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第2条第2項に定める放射性同位元素
  - (2) 放射性汚染物 放射性同位元素等による放射 線障害の防止に関する法律施行規則 (昭和35 年総理府令第56号。以下「法施行規則」とい う。)第1条第2号に定める放射性汚染物

(3) (略)

- (4) 放射線発生装置 法第2条<u>第4項</u>に定める放 射線発生装置
- (5)~(21) (略)

(中略)

(特定放射性同位元素)

第22条 <u>法施行規則第39条第3項</u>に定める特定 放射性同位元素の防護規程その他管理方法につい ては、当該特定放射性同位元素を保有する部局が 定める。

(後略)

(定義)

第2条 (同 左)

- (1) 放射性同位元素 <u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第2条第2項に定める放射性同位元素
- (2) 放射性汚染物 放射性同位元素等の規制に関 する法律施行規則 (昭和35年総理府令第56 号。以下「法施行規則」という。)第1条第2号 に定める放射性汚染物
- (3) (同 左)
- (4) 放射線発生装置 法第2条<u>第5項</u>に定める放射線発生装置
- (5)~(21) (同 左)

(特定放射性同位元素)

第22条 <u>法第2条第3項</u>に定める特定放射性同位 元素の防護規程その他管理方法については、当該 特定放射性同位元素を保有する部局が定める。

附則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。